

## 私設取引システム取引説明書

SBI ジャパンネクスト証券株式会社

SBI ジャパンネクスト証券株式会社(以下、「当社」という。)が運営する私設取引システムにおける取引を行う際には、当社の定める私設取引システム取引約款及び本私設取引システム取引説明書の内容を十分に理解した上で、「私設取引システム口座開設申込書」に記名捺印をお願いいたします。

### 1. 私設取引システム取引の概要

当社が運営する私設取引システム(以下、「PTS」という。)における取引(以下、「PTS 取引」という。)は、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引であり、当社コンピュータ・システム上、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いて売買を成立させる取引です。

当社は、PTS を運営するにあたり、日中のデイトタイム・セッションと夜間のナイトタイム・セッションを設けており、運営時間は、デイトタイム・セッションが毎営業日<sup>1</sup>の午前 8 時 20 分から午後 4 時 00 分まで、ナイトタイム・セッションが毎営業日の午後 7 時 00 分から午後 11 時 59 分まで(以下、「ナイトタイム・セッション」という。)としております。当社は、各セッションごと、運営時間の開始時刻に注文受付を開始すると共に取引を開始し、運営時間の終了時刻まで継続して取引を行います(以下、「コンティニュアス・マッチング」という。)。また、取引所半休日に該当する日については、デイトタイム・セッションの運営を午前 8 時 20 分から午前 11 時 00 分までとします。なお、12 月 30 日(休日の場合には暦年最終営業日)におけるナイトタイム・セッションの運営は休止とします。

当社の運営する私設取引システムにおける取引の概要は、別添のとおりです。

### 2. 取引に参加できる顧客

当社は、PTS を運営するに当り、取引に参加できる顧客を金融商品取引法第 28 条第 1

---

<sup>1</sup> 当社における営業日とは、次の休業日以外の日をいいます。

日曜日、国民の祝日、国民の祝日が日曜日に当たるときはその日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日、前日及び翌日が国民の祝日である日、土曜日、年始3日間及び12月31日

項に基づく第一種金融商品取引業者に限定しております。従いまして、第一種金融商品取引業者以外の方が当社におけるPTS取引を行う場合には、当社の顧客である第一種金融商品取引業者(以下、「取引参加証券会社」という。)に取次いでいただく必要があります。

なお、当社は、取引参加証券会社からの注文の受付及び取引参加証券会社に対する約定連絡をすべて電子的に行うことを前提としておりますので、当社におけるPTS取引を行うためには、当社システムとFIXプロトコルをベースとしたシステム接続を行うことが条件となります。

### 3. 取引の方法

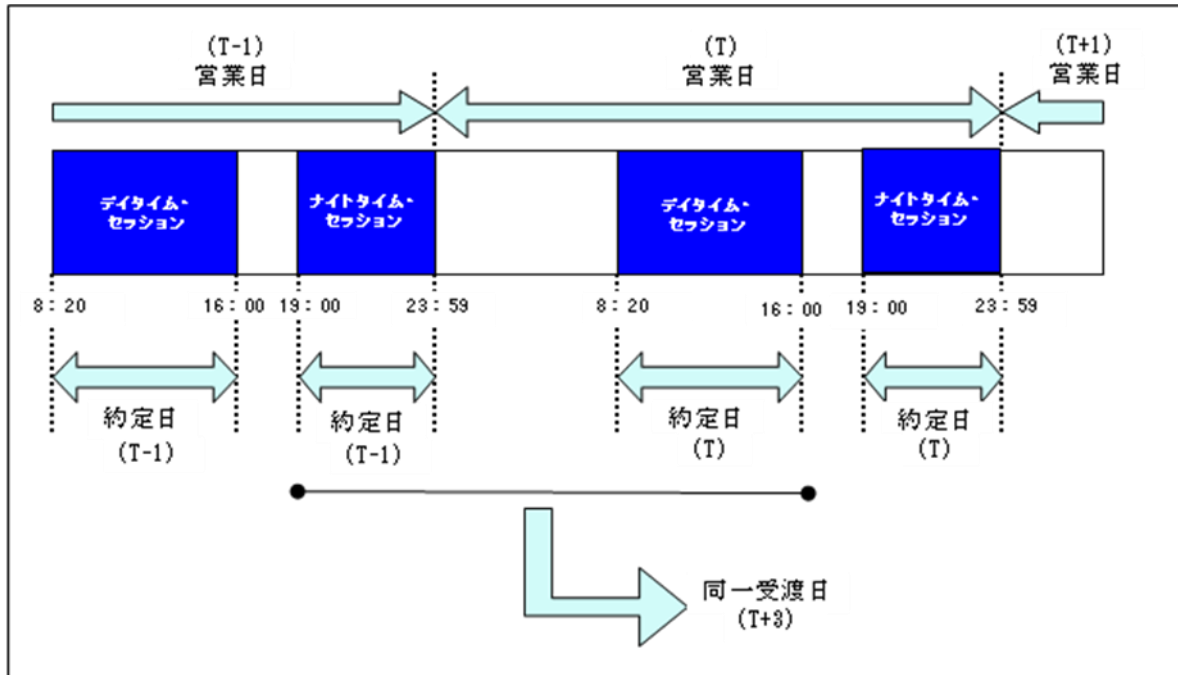
当社は、原則として、当社におけるPTS取引を行うに当り取引参加証券会社から受付けた注文をPTSに媒介するものとし、PTS上一方の取引参加証券会社からの注文と当該取引参加証券会社からの別の注文または他の取引参加証券会社からの注文とが対当した時に約定を成立させます。なお、PTS取引に関して、当社が取引の相手方となって仕切ることはありません。

### 4. 売買価格の決定

当社の運営する私設取引システム上でのコンティニューアス・マッチングにおける売買価格の決定は、別紙1記載のとおりです。

### 5. 約定日及び決済日

当社の運営する私設取引システム上での取引については、売買取引が成立する都度約定し、約定した日をもって約定日とします。決済日について、デイトタイム・セッションにおいて約定した取引の場合は約定日から起算して4営業日目を、ナイトタイム・セッションの場合は約定日から起算して5営業日目を、それぞれ決済日とします(下図参照)。



## 6. 受渡し及び決済の方法

当社のPTS取引は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という）が債務引受を行います。したがって、受渡し及び決済は、クリアリング機構と取引参加証券会社との間でクリアリング機構の業務方法書の定める方法により行います。

なお、クリアリング機構の現物清算参加者でない取引参加証券会社の場合、指定現物清算参加者を指定することにより、PTS取引の受渡し及び決済は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買に係る決済としてクリアリング機構と当該指定現物清算参加者との間で行うことができます。

## 7. 手数料等

当社のPTS取引を行うに当たっては、当社所定の手数料を頂戴いたします。なお、手数料については、当社の方で月次で集計し、請求させていただきます。また、公租公課その他の賦課金で、取引参加証券会社の負担すべき料金が発生した場合や取引参加証券会社の要望により特別に支出した費用がある場合には、当該料金や費用の支払いを請求させていただきます。

## 8. 売買審査の協力

当社は、金融庁の認可を受けて営むPTSの運營業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行うことが求められており、よって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力をお願いいたします。

## 9. 売買取引の停止または制限

当社では、日本証券業協会が取引所金融商品市場外での売買取引を停止した場合の他、当社における PTS 取引の安全性と公平性を確保するために当社が必要と認める場合には、当社が定めるところにより売買取引の全部または一部を停止または制限することがあります。なお、運営時間中に当社が売買取引の停止または制限措置を行った場合、既に当社 PTS へ発注済かつ未約定の注文につきましては原則として失効させていただきます。また、当社において売買取引の停止または制限措置を施す直前の約定が日本証券業協会により認められない場合には、当社は、当社が定めるところにより当該約定を取消すこととなります。

## 10. 誤注文等による異常な取引の管理方針

当社は、当社の顧客である取引参加証券会社からの誤注文の発注を防止するために注文に係る規制を設けておりますが、誤注文等により異常な取引(過誤取引)が成立した場合、当社は、当社の方針に従い当該取引を取消す場合があります(別紙 3 参照)。

## 11. その他

本説明書の内容については、当社が必要と判断した場合には、予告なしに改訂される場合があります。

以上  
(平成 24 年 1 月改訂)

別添

ジャパンネクスト PTS 取引概要

項 目	内 容
1. 取扱銘柄	国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち当社が指定する銘柄とする。
2. 取引の種類	現物・普通取引とする。
3. 運営時間	<p>毎営業日の午前 8 時 20 分から午後 4 時 00 分まで(以下、「デイトタイム・セッション」という。)及び午後 7 時から午後 11 時 59 分まで(以下、「ナイトタイム・セッション」という。)とする。各セッション、運営時間の開始時刻から注文受付を開始するとともに取引を開始し、取引は運営時間の終了時刻まで継続的に行われる(コンティニューアス・マッチング)。この場合、セッション間は、注文の受付を停止する。</p> <p>ただし、12 月 30 日(休日の場合には暦年最終営業日)におけるナイトタイム・セッションの運営は休止とする。</p> <p>なお、当社における営業日とは、次の休業日以外の日をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日曜日</li> <li>(2) 国民の祝日</li> <li>(3) 国民の祝日が日曜日に当たるときはその日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日</li> <li>(4) 前日及び翌日が国民の祝日である日</li> <li>(5) 土曜日</li> <li>(6) 年始3日間</li> <li>(7) 12月31日</li> </ol>
4. 注文の方法及び種別	<p>顧客である取引参加証券会社から、接続するシステムを経由して電子的に売買の別(空売りの場合にはその旨<sup>2</sup>)、銘柄、数量、値段等の注文内容を受け付ける。値段に関しては、指値の注文のみを受け付ける。なお、注文の執行条件として、次の 3 種類を利用することができる。</p> <p><b>IOC注文(Immediate Or Cancel order):</b> 指定した値段かそれよりも有利な値段で、即座に一部あるいは全部を約定させ、成立しなかった注文数量はキャンセルされる注文となる。</p> <p><b>FOK注文(Fill Or Kill order):</b> 指定した値段かそれよりも有利な値段で、即座に全部を約定させ、条件を満たさずに成立しなければ当該注文はキャンセルされる注文となる。</p> <p><b>ICEBERG 注文:</b> 注文数量のうち特定の数量を気配表示させることを条件とする注文となる。当該注文では、特定した数量が気配表示され、残数は気配表示されずに隠れた注文として取り扱われる。この場合、気配表示された数量部分については、他の注文に対して価格優先及び時間優先で取り扱われ、隠れた注文部分については価格優先で取り扱われることになる。(別紙 2 参照)</p>

<sup>2</sup> 空売りとは、金融商品取引法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定されている空売りをいい、取引参加証券会社は、その顧客からの空売り注文を当社 PTS に取次ごうとする場合、又は自己の計算により当社 PTS において空売りを行おうとする場合には、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 10 条各号に規定される取引を除き、当社に対して、空売りである旨を明示しなければならない。

項 目	内 容
	<p>注文の有効期限は、基本的に「当日限り」とする。デイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションにおいて受け付けた「当日限り」の注文は、当該セッションの取引時間が終了するまで有効となる。なお、デイトタイム・セッションとナイトタイム・セッションの間で注文が引き継がれることはない。</p> <p>注文の種別は、新規、取消及び訂正（注文価格訂正及び注文株数の減数訂正）とする。</p>
5. 注文に係る規制	<p>当社が取引参加証券会社から受け付ける注文に関しては、以下のよう</p> <p>に規制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 当社が取扱う有価証券のうち、取引所上場株式については、一回に受注する注文数量を銘柄毎の上場株式数の 5%以下に設定し、5%を超える場合には、当該注文を受け付けないこととする。</li> <li>◆ 当社では、一回に受注する注文金額の上限を1億円以下に設定し、1億円を超える場合には、当該注文を受け付けないこととする。ただし、注文ごと指示ある場合には、当該上限金額を25億円に引き上げることができる。</li> <li>◆ 注文値段が、下記7. に記載する値幅制限を超える場合は、当該注文を受け付けない。</li> <li>◆ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 14 条各号に規定される取引を除き、空売り注文には価格規制を適用し、価格規制に抵触する空売り注文を受付けない。（別紙 4 参照）</li> </ul>
6. 売買価格の決定方法及び約定方法	<p>運営時間中継続的に行われるコンティニューアス・マッチングにおける売買価格の決定方法は、金融商品取引法第2条第8項第 10 号ホ及び金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第1号に規定する売買価格の決定方法であり、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法である。（別紙 1 参照）</p> <p>すなわち、すでに受注している売り注文（または買い注文）の指値と、新たに受注した買い注文（または売り注文）の指値とが合致した際に売買が成立する。</p> <p>この場合、売り指値注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い指値注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先するものとする。また、同じ値段の注文については、当社が注文を受付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先するものとする。</p> <p>当社は、原則として、PTS 取引を行うにあたり取引参加証券会社から受付けた注文を媒介するものとし、PTS 上一方の取引参加証券会社からの注文と当該取引参加証券会社からの別の注文または他の取引参加証券会社からの注文とが対当した時に約定を成立させる。</p>

項 目	内 容
7. 値幅制限	<p>原則として、デイトタイム・セッションにおける基準値段は取引所の基準値段に準じて決定し、ナイトタイム・セッションにおける基準値段は当日の取引所最終値段をもとに決定し、両セッションとも当該基準値段からの制限値幅を別表 1 のように設定する。ただし、上場取引所において制限値幅の拡大措置がとられている銘柄で、当社が当社 PTS 取引における制限値幅の拡大措置を必要と認めた銘柄については、取引所の措置に準じて制限値幅の上限ないし下限を拡大する場合があるものとする。</p> <p>なお、ナイトタイム・セッションにおける基準値段を決める際に、当日の取引所において特別気配が表示されている場合には、当該最終特別気配をもとに基準値段を決定することとし、配当落ちや権利落ち等があった場合には、取引所の最終値段(または最終特別気配)をもとに算出した権利落ち修正理論価格を基準値段とする。</p> <p>また、取引時間終了時に制限値幅まで株価が上昇した場合、もしくは制限値幅まで下落した場合における比例配分等の取扱はない。</p>
8. 売買単位	<p>原則として、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株とする。</p> <p>ただし、上場取引所での売買単位が 10 株未満かつ基準値段が 6,000 円未満になる銘柄(制限値幅の下限が拡大されている場合は、基準値段が 6,000 円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む)については、デイトタイム・セッションにおいてのみ、その売買単位を 10 株とする。</p> <p>また、ナイトタイム・セッションにおいて上記の条件に該当する銘柄については売買停止とする。</p>
9. 呼値	<p>デイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションで適用する呼値の刻みは別表 2 のとおりとする。</p>
10. 約定日と約定連絡	<p>売買取引が成立した日を約定日とする。売買成立後、ただちに売り方及び買い方の双方に接続システムを経由して電子的に約定内容を通知する。</p>
11. 受渡し及び決済 (イ)売買取引の決済日  (ロ)売買の決済方法	<p>デイトタイム・セッションにおいて約定した取引の場合は約定日から起算して 4 営業日目に、ナイトタイム・セッションの場合は約定日から起算して 5 営業日目に、それぞれ決済を行なう。</p> <p>クリアリング機構とクリアリング機構の現物清算参加者である取引参加証券会社との間でクリアリング機構の業務方法書の定める方法で決済を行なう。なお、クリアリング機構の現物清算参加者でない取引参加証券会社の場合、指定現物清算参加者を指定することにより、クリアリング機構と当該指定現物清算参加者との間で決済を行うことができる。</p>
12. 売買取引の停止または制限	<p>以下に該当する場合は、当社は売買取引を停止または制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合</li> <li>◆ 対象銘柄が上場している主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合で、当社でも売買停止等の措置を行う必要があると当社が判断した場合</li> <li>◆ 対象銘柄についてメディア等により「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社が判断した場合</li> </ul>

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社が認める場合</li> <li>◆ 私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社が認める場合</li> <li>◆ 取引の公正性の確保のため、当社が必要と認めた場合。</li> </ul> <p>なお、当社の取引時間中に売買取引の停止または制限措置を施した場合で、停止直前の約定が日本証券業協会により認められない場合には、当社は、当該約定を取消すことになる。</p>
13. 価格情報の開示	<p>日本証券業協会の定めに従い、当社の気配情報及び約定情報は所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ「PTS Information Network (<a href="http://pts.offexchange.jp/">http://pts.offexchange.jp/</a>)」上で公表される。</p> <p>また、当社における価格情報等については複数の外部情報ベンダーを通じて配信される。</p>

別表1：制限値幅

基準値段	制限値幅(上下)
1 円以上 100 円未満	30 円
100 円以上 200 円未満	50 円
200 円以上 500 円未満	80 円
500 円以上 700 円未満	100 円
700 円以上 1,000 円未満	150 円
1,000 円以上 1,500 円未満	300 円
1,500 円以上 2,000 円未満	400 円
2,000 円以上 3,000 円未満	500 円
3,000 円以上 5,000 円未満	700 円
5,000 円以上 7,000 円未満	1,000 円
7,000 円以上 10,000 円未満	1,500 円
10,000 円以上 15,000 円未満	3,000 円
15,000 円以上 20,000 円未満	4,000 円
20,000 円以上 30,000 円未満	5,000 円
30,000 円以上 50,000 円未満	7,000 円
50,000 円以上 70,000 円未満	10,000 円
70,000 円以上 100,000 円未満	15,000 円
100,000 円以上 150,000 円未満	30,000 円
150,000 円以上 200,000 円未満	40,000 円
200,000 円以上 300,000 円未満	50,000 円
300,000 円以上 500,000 円未満	70,000 円
500,000 円以上 700,000 円未満	100,000 円
700,000 円以上 1,000,000 円未満	150,000 円
1,000,000 円以上 1,500,000 円未満	300,000 円
1,500,000 円以上 2,000,000 円未満	400,000 円
2,000,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円
3,000,000 円以上 5,000,000 円未満	700,000 円
5,000,000 円以上 7,000,000 円未満	1,000,000 円
7,000,000 円以上 10,000,000 円未満	1,500,000 円
10,000,000 円以上 15,000,000 円未満	3,000,000 円
15,000,000 円以上 20,000,000 円未満	4,000,000 円
20,000,000 円以上 30,000,000 円未満	5,000,000 円
30,000,000 円以上 50,000,000 円未満	7,000,000 円
50,000,000 円以上	10,000,000 円

別表 2 呼値の刻み

値段の水準		当社 PTS における 呼値の刻み	証券取引所における 呼値の刻み
1 円以上	3,000 円以下	0.1 円	1 円
3,000 円超	5,000 円以下	0.5 円	5 円
5,000 円超	30,000 円以下	1 円	10 円
30,000 円超	50,000 円以下	5 円	50 円
50,000 円超	300,000 円以下	10 円	100 円
300,000 円超	500,000 円以下	50 円	500 円
500,000 円超	3,000,000 円以下	100 円	1,000 円
3,000,000 円超	5,000,000 円以下	100 円	5,000 円
5,000,000 円超	30,000,000 円以下	100 円	10,000 円
30,000,000 円超	50,000,000 円以下	100 円	50,000 円
50,000,000 円超		100 円	100,000 円

## 別紙1 売買価格の決定方法

売買価格の決定方法は、金融商品取引法第2条第8項第10号のホ及び金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号に規定する顧客注文対当方式とする。すなわち、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法である。

### コンティニューアス・マッチング

顧客である取引参加証券会社から受付けた注文は、次の原則に従い取り扱うものとする。

- 売り注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先する。
- 同じ値段の注文については、当社が注文を受付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先する。

上記原則に基づき、すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立することになる。すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値より、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値の方が高い(または低い)場合には、すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値で売買が成立することになる。

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
15,000	301	5,000
	300	3,000
	299	7,000
	298	25,000

301円15,000株が最も安い売り注文、300円3,000株が最も高い買い注文の時に新たに301円の買い注文5,000株を受注した場合、301円の売り注文と値段が合致するので、301円で5,000株の売買が成立する。

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
10,000	301	
	300	3,000
	299	8,000
15,000	298	12,000

次に、新たに298円15,000株の売り注文を受注した場合、すでに受注している買い注文の高い方から対当し、結果として300円3,000株、299円8,000株、及び298円4,000株の約定が成立する。

## 別紙2 ICEBERG(アイスバーグ)注文

### 1 定義

アイスバーグ注文とは、注文数量の一部のみを気配表示させる注文である。当該注文では、特定した数量が気配表示され、残数は気配表示されずに隠れた注文として取り扱われる。

「特定表示数量」とは、所定の時に注文板に気配表示させる最大数量としてトレーダーが特定した株数を意味する。なお、「特定表示数量」として特定できる数量は、売買単位の整数倍で、かつ、注文総数量以下とする。

「実際表示数量」とは、注文板において実際に気配表示されている株数を意味する。

### 2 ICEBERG(アイスバーグ)注文の取扱い

アイスバーグ注文では、気配表示されている数量部分については、価格優先及び時間優先の原則に従って取り扱われ、隠れた注文部分については価格優先で取り扱われることになる。

「特定表示数量」として特定した数量分の約定が成立すると、板上の「実際表示数量」が自動的に更新され、かつ、当該注文は、優先順位を失い同一値段の他の注文に対して後位となる。

例 (表上、①～③は優先順位を意味する。)

売り株数		値段		買い株数	
証券会社	非表示	表示		表示	証券会社
A証券	45,000	5,000	4,010	3,000	B証券
↓					
売り株数		値段		買い株数	
証券会社	非表示	表示		表示	証券会社
A証券	45,000	2,000	4,010		
↓					
売り株数		値段		買い株数	
証券会社	非表示	表示		表示	証券会社
A証券	45,000	①2,000	4,010	6,000	C証券
B証券		②8,000			
↓					
売り株数		値段		買い株数	
証券会社	非表示	表示		表示	証券会社
A証券	40,000	②5,000	4,010		
B証券		①4,000			
↓					
売り株数		値段		買い株数	
証券会社	非表示	表示		表示	証券会社
A証券	40,000	③5,000	4,010	12,000	C証券
B証券		②4,000			
D証券		①3,000	4,005		
↓					
売り株数		値段		買い株数	
証券会社	非表示	表示		表示	証券会社
A証券	35,000	5,000	4,010		

A証券からICEBERG注文として4,010円50,000株(特定表示数量5,000株)の売り注文を受けた場合、注文板上5,000株が表示され、残り45,000株は非表示のままとなる。そこへ、B証券から4,010円3,000株の買い注文を受けた場合、4,010円で3,000株が約定する。

その後、A証券からのICEBERG注文の実際表示数量は2,000株になり、45,000株の非表示株数はそのままとなる。

次にB証券から4,010円8,000株の売り注文を受けた場合、B証券の売り注文は、A証券の注文のうち実際表示数量2,000株には劣後する。そこへ、C証券から4,010円6,000株の買い注文を受けた場合、まずA証券の売り注文のうち実際表示数量2,000株と対当し、次にB証券の売り注文と4,000株が対当して約定が成立する。

その後、未約定となっているB証券の売り注文が上位となり、A証券のICEBERG注文のうち新たに5,000株が表示されることになる(A証券のICEBERG注文のうち非表示株数は40,000株となる)。

次にD証券から4,005円3,000株の売り注文を受けた場合、注文板上の優先順位は、D証券の注文3,000株、B証券の注文4,000株、A証券の注文5,000株となる。そこへ、C証券から4,010円12,000株の買い注文を受けた場合、まずD証券の売り注文3,000株と対当し、次にB証券の売り注文4,000株と対当し、最後にA証券の売り注文5,000株と対当して約定が成立する(この場合、D証券の売り注文3,000株と対当した約定については、約定値段が4,005円となる)。

その結果、A証券からのICEBERG注文に関しては、新たに5,000株が表示され、非表示株数35,000株となる。

注文総数量や特定表示数量に係る訂正は、次のように、注文の優先順位に影響が生じる場合がある。

- 注文総数量の増減訂正 — 優先順位に変更無し。
- 特定表示数量の増数訂正 — 板上の実際表示数量が特定表示数量と同じ(すなわち、特定表示数量分からまだ一部出来が生じていない)場合には、優先順位を失う。
- 特定表示数量の減数訂正 — 優先順位に変更無し。
- 特定表示数量から一部約定している場合(すなわち、実際表示数量が特定表示数量を下回っている場合)
  - 特定表示数量の増加、または実際表示数量を下回らない特定表示数量の減数訂正 — 優先順位に変更無し。
  - 実際表示数量のすべてが約定すると、優先順位が変わる。その場合、当該注文は、特定表示数量として特定した株数が同一価格の注文列の最後位に新たに気配表示される。
- 実際表示数量を下回るように特定表示数量を減数訂正 — 優先順位に変更無し、ただし、訂正後の特定表示数量が直ちに気配表示される。

まとめると、実際に表示されている数量が増加するような訂正を行うと、すなわち、同一値段の他の注文に対して明らかに不利益となるような状況の場合、訂正前の優先順位が失われることになる。

なお、実際表示数量が特定表示数量を下回っている状況においては、注文値段の訂正により実際表示数量の更新は行われぬ。

### 別紙3 誤注文等による異常な取引(過誤取引)についての管理方針

誤注文等による異常な取引(過誤取引等)とは、価格、数量、銘柄等を誤って注文したこと等により、市場価格から大幅に乖離した値段や明らかに理論的な範囲を超える値段や数量の約定がなされた取引をいう。

当社は、当社の定めるところに従って過誤取引等を取消す権限を持つものとする。この場合、当該取引は初めから成立しなかったものとみなす。

当社は、取引参加証券会社から過誤取引等である旨の申請を受けた場合、その時々々の事情や状況を十分勘案した上で速やかに当該取引の見直しを検討する。この場合、他の取引参加証券会社に対して当社が取引の見直しを検討している旨の通知は行わない。

当社は、取引参加証券会社からの申請が無い場合でも、当社内外のシステム・トラブルその他すべての取引参加証券会社及びその顧客に影響を与えるような状況において過誤取引等が発生した可能性があるとして判断した場合、または規制当局からの問合せ、その他の事由により当社が取引の見直しを行う必要があると判断した場合、速やかに当該取引の見直しを検討する。この場合、取引参加証券会社に対して当社が取引の見直しを検討している旨の通知は行わない。

当社は、当社規則に従い過誤取引等の見直しを検討し、当該取引の取消を行うか否かの決定を速やかに行うよう努める。その結果については、取消の経緯及び理由とともに速やかに取引参加証券会社に通知する。

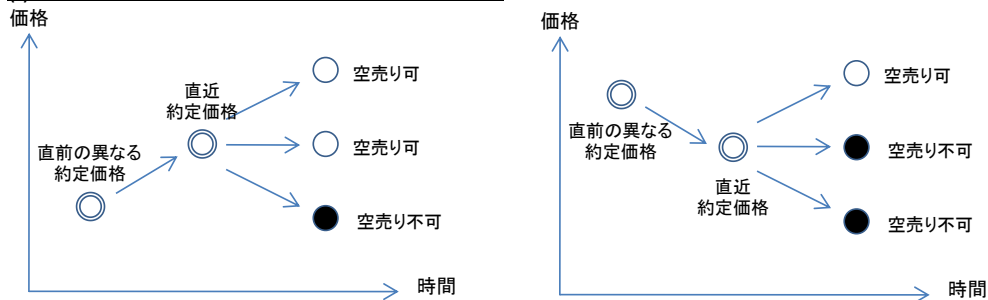
#### 別紙 4 空売り注文に関する価格規制

当社 PTS の取引参加証券会社等は、当社 PTS において自己の計算による空売り又は顧客より受託した空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当社 PTS が当該空売りの直前に公表した当社 PTS における約定価格（以下「直近約定価格」という。）以下の価格において当該空売りを行ってはならない。なお、当社 PTS におけるデイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションの各セッションにおいて、直近約定価格が存在しない場合には、当該直近約定価格に代えて、各セッションの基準値段を用いるものとする。

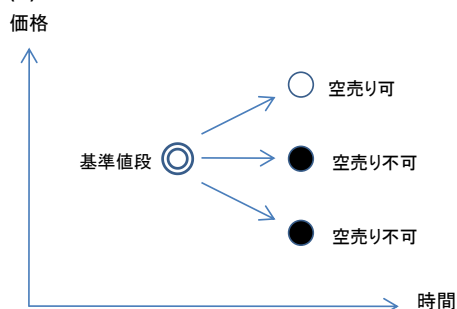
ただし、当社 PTS が当該直近約定価格の直前に公表した当社 PTS における当該直近約定価格と異なる約定価格を当該直近約定価格が上回る場合には、当該直近約定価格において当該空売りを行うことが出来る。なお、当社 PTS におけるデイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションの各セッションにおいて、当該直近約定価格の直前に公表した約定価格が存在しない場合又は当該直近約定価格の直前に公表した当該直近約定価格と異なる約定価格が存在しない場合には、当該直近約定価格の直前に公表した約定価格に代えて、各セッションの基準値段を用いるものとする。

取引規制府令第 14 条各号に規定される取引に対しては、当該価格規制を適用しない。

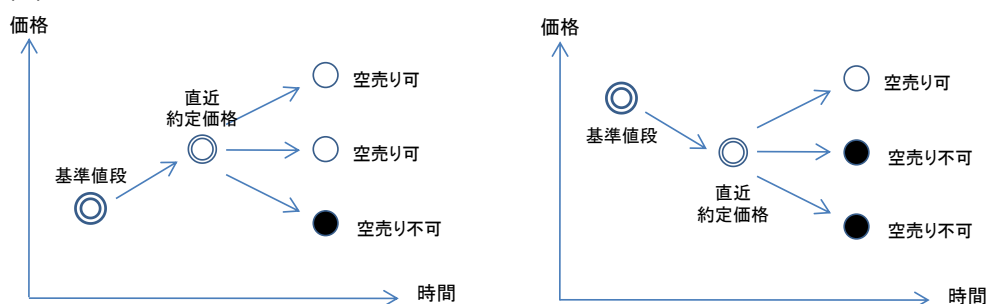
**(I) 空売りの価格規制に係る基本的な取扱い**



**(II) 直近約定価格が存在しない場合の取扱い**



**(III) 直近約定価格の直前に約定価格が存在しない場合の取扱い**



(数値例)

① 上昇局面 (直近約定価格 > 直前の異なる約定価格) ⇒ 直近約定価格未満の価格での空売り禁止

直前の異なる約定価格	直近約定価格	空売り注文の値段	価格規制
	201.4 円	↑ 201.4 円	適用なし
200.8 円		↓ 201.3 円	
			受付拒否

② 下降局面 (直近約定価格 < 直前の異なる約定価格) ⇒ 直近約定価格以下の価格での空売り禁止

直前の異なる約定価格	直近約定価格	空売り注文の値段	価格規制
201.9		↑ 16	適用なし

		201.5 円	}	受付拒否
	201.4 円	201.4 円 ↓		

③各セッションにおける直近約定価格なし ⇒ 基準値段以下の価格での空売りを禁止

基準値段	直近約定価格	空売り注文の値段	価格規制	
		↑ 201.1 円	}	適用なし
201 円	なし	201.0 円 ↓		

④各セッションにおける直近約定価格は存在するが、直前の異なる約定価格がない

④-1 上昇局面(直近約定価格 > 基準値段) ⇒ 直近約定価格未満の価格での空売り禁止

基準値段	直前の異なる 約定価格	直近約定価格	空売り注文 の値段	価格規制
		201.4 円	↑ 201.4 円	適用なし
201 円			↓ 201.3 円	
				受付拒否

④-2 下降局面(直近約定価格 < 基準値段) ⇒ 直近約定価格以下の価格での空売り禁止

基準値段	直前の異なる 約定価格	直近約定価格	空売り注文 の値段	価格規制
201 円			↑ 200.5 円	適用なし
		200.4 円	↓ 200.4 円	
				受付拒否